

7 訪問入浴サービス

訪問入浴サービス

18歳以上で、歩行が困難であり、移送に耐えられない等の事情により通所が困難な在宅の身体障がいのあるかたおよび難病に罹患しているかたに入浴車を派遣し、入浴のお手伝いをします。

◆ 利用料

原則1割負担（課税世帯のみ）

本人や配偶者の課税状況等によって、負担割合が変わります。

◆ 利用回数

週1回（希望日を調整し、訪問します。）

◆ 必要書類

○申請書 ○診断書 ○身体障害者手帳

申請書および診断書は、障がい福祉課に備え付けております。

◆ お問い合わせ先

障がい福祉課

TEL 888-5663

FAX 888-5664

e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp

1 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援にわかれます。

◆ 障害児通所支援を利用できる児童

- 身体に障がいのある児童
- 知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童および治療方法が確立していない疾病、その他の特殊な疾病に罹患されている児童

ただし、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須条件ではなく療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含みます。

障害児通所支援

障害児通所支援	児童発達支援 (未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援 (未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与など必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス (就学児)	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

◆ 利用者負担

政令で定める負担上限月額（世帯状況に応じた軽減あり）

- ・負担上限月額よりも1割負担の方が低い場合は1割負担
- ・満3歳になった後の最初の4月から小学校入学まで3年間は無料

◆ 利用回数 原則月23日以内

<障がい児すこやか療育支援事業>

障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援および未就学児が、居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用者負担と実費負担の食費を一部助成します。※所得制限があります。

<障がい児通所施設利用料無償化事業>

障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援および未就学児が居宅訪問型児童発達支援を利用した際の利用者負担と実費負担の食費を助成し、無料にします。※所得制限があります。

◆ 対象となる児童

- 同じ世帯に小学校6年生以下の兄・姉がいる、平成28年4月2日から平成30年4月1日に生まれた、第2子以降の障がい児
- 平成30年4月2日以降に生まれた障がい児

◆ お問合せ先

障がい福祉課 TEL 888-5663 FAX 888-5664
e-mail ro-wfsc@city.akita.lg.jp